

TEGOネットだより浜田

「てご」とは、方言で「手伝う（支援する）」という意味です。

平成23年5月9日 第48号
浜田市農林業支援センター

はじめに

地震、津波、放射能漏れと複合的な大災害により、安全・安心・新鮮が「売り」の地方都市の農産物の評価は思いもよらない形で、もろくも崩れ去りました。

ここ浜田の地でも影響の情報はチラホラ聞こえてきます。一日も速い復興を願いつつ、今後事業を展開するにあたり、この震災の影響があるものとして進める必要があると考えます。

(浜田市農林業支援センター長 酒井 憲正)

1. 各支援チームからの話題

★ 新規就農支援チーム (担当: ^{いなだ やまおか} 稲田・山岡)

ACスマイルの総会が開催されました



金城農業青年クラブ (ACスマイル) の定期総会が、4月21日にホテル松尾を会場に開催されました。今回は、宇津徹男市長が出席され「島根県のモデルとなるように営農活動に取り組んでいただきたい」と激励がありました。また、会員の皆さんの状況報告や、目標などの発表があり、情報交換が行われました。



昨年度は社団法人全国農村青少年教育振興会が実施する「優秀農業青年クラブ表彰」において、**振興会長賞**を受賞されました。会員の皆さんの更なる地域リーダーとしての活躍を期待し、支援センターでは今後も皆さんの活動を支援していきます。

● 認定農業者支援チーム (担当: ^{まつい いなだ} 松井・稲田)

支援チーム全員集合！



4月26日に、浜田市 (農林課・各支所産業課)、島根県 (浜田農業普及部)、JA (TAC) の職員で構成する、**認定農業者の担当者会議**を初の試みとして開催しました。

当支援センターが平成19年に開設して以来、浜田市の認定農業者数は年々増加してきましたが、昨年度は6軒減り、**現在59経営体**となっています。

この会議では、認定農業者制度の概要、浜田市での認定状況を踏まえ、今年度の活動方針について協議しました。出席者からは、個々の経営体が抱える課題の把握と解決、そして新たな認定農業者の掘り起こしが必要であり、そのためには**メリットと言える支援策の充実**が不可欠との意見が出ました。

3月号でも紹介しましたが、認定農業者制度は行政刷新会議の評価を受け、何らかの見直しが予想されます。国の動きも見据えながら、地域の担い手を支える支援策を考えていきたいと思えます。

■ 集落営農組織支援チーム (担当: ^{かまはら やまおか} 鎌原・山岡)

地域貢献型集落営農ステップアップ事業

今年度より島根県で「**地域貢献型集落営農ステップアップ事業**」が始まりました。これは、農地維持を含めた地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農」の育成に向けた取組を支援することを目的としています。詳しくは、当支援センターまでお問い合わせください。

新規設立・育成支援

- ① 地域貢献型集落営農新規設立
…1万円/10a
- ② 集落サポート経営体育成支援
…ソフト1/2 ハード1/3

人材雇用確保に向けたステップアップ支援

- ① 集落内外からの人材確保・育成
…上限 30万円
 - ② 新たな人材へのOJT研修
…上限 10万円/人×6ヶ月
 - ③ UIターン、雇用部門づくり
 - ④ 広域連携組織づくり
- } ソフト1/2 ハード1/3

地域貢献型支援

- ① 経済維持活動 ソフト1/2
- ② 生活維持活動 ソフト2/3
- ③ 人材維持活動 ソフト2/3

2. 「いわみ中央西条柿生産組合定期総会」開催

4月19日、**いわみ中央西条柿生産組合定期総会**が開催されました。西条柿生産組合は、これまであった浜田、三隅のそれぞれの組合を平成22年に合併し、新体制となって2年目を迎えています。組合長や来賓の方々のごあいさつのほか、優秀な成績の生産者に対し、表彰が行われました（写真は表彰式の様子）。

昨年は、猛暑による干ばつや落葉病などにより、生産量が減少しました。現在の厳しい農業事情の中で、特産果樹である西条柿の生産振興を目指していこうと、決意も新たにしておられました。今後の組合の活動に注目です。



3. 個人でも活用できます！『中小企業チャレンジ事業』

事業化を目的とした新商品の開発、特許権の取得、販路の開拓、デザインの開発、協業化の促進など、**積極的な事業活動を支援**する補助制度「**浜田市中小企業チャレンジ支援事業**」についてご紹介します。

補助対象者は、浜田市内に主たる事業所（住所）を有する中小企業、団体または個人です。新商品開発や販路開拓などの取り込まれる事業の内容に応じて、事業費の1/2以内で補助があります（ただし交付限度額あり）。

■申請期間：5月9日（月）～6月10日（金）

■お問い合わせ：浜田市産業政策課商工係（Tel25-9501） ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

4. 元気な産地をめざして！『特産果樹振興プロジェクト事業』

今年度から「**浜田市特産果樹振興プロジェクト事業**」が始まりました（平成24年度まで）。これは、浜田市の特産果樹である**いちじく・ピオーネ・赤梨・西条柿・ブルーベリー**を対象とし、さらなる振興・産地化を目指すとともに、経営の安定化を図る目的で行われます。

☆対象事業 **新植・補植支援事業** **防鳥施設整備事業** **かん水施設等整備事業**

補助率は1/2以内となっています（ただし、作物ごとの面積要件及び事業ごとの限度額があります）。ご不明な点は、当支援センターまたは浜田市農林課までお問い合わせください（詳細は別紙の概要書をご覧ください）。いかなる気象条件にも負けない産地作りのため、特産果樹の生産を応援していきます。

5. 有機農業を応援します！『みんなでつくる有機の郷事業』

島根県では、今年度から「**みんなでつくる有機の郷事業**」が展開され、有機農業への導入推進や産地形成に関する取組を支援する目的で行われます。

○**有機農業チャレンジ事業**：新規参入や有機農業への転換等の試行を支援（事業費上限 200万円）
→事業期間は2カ年で、実証等を経て本格的な実践へと移行する計画が必要。

○**有機農業実践支援事業**：本格展開・規模拡大の支援（事業規模 概ね2000万円）
→事業実施終了後5年目には、経営の安定化が見込まれる計画が必要。

※共通…機械購入などのハード事業：1/3補助、販路拡大などのソフト事業：1/2補助

※事業に関する要望調査の締め切りは5月下旬です。

詳しくは当支援センターまたは浜田市農林課、各支所産業課までお問い合わせください。

○当情報誌は新規就農者、認定農業者、集落営農組織と関係機関の皆様へ配信しています。
○ご意見、掲載要望、または配信停止をご希望される場合は下記までご連絡ください。

■ 発刊元 **浜田市農林業支援センター**

〒697-0024 島根県浜田市黒川町3741（JAいわみ中央本所分館2階）

TEL：0855-22-3500 FAX：0855-22-3477 E-mail：n-shien@city.hamada.shimane.jp

中小企業チャレンジ支援事業

浜田市では、中小企業者の積極的な事業活動を応援するため、自社の強みを生かした新商品の開発や、市外への出展等の販路開拓を行う中小企業者に対して、事業費の一部を支援します。

中小企業チャレンジ支援事業（事業区分）

事業区分	事業内容	補助率及び補助金の交付限度額
1 新商品開発事業(補助対象経費の総額が30万円以上のものに限る。)	新商品開発、既存商品の改良に要する経費 (補助対象経費) 専門家謝金、旅費、研究開発費、委託費等(機械装置等の購入費を除く。)	1/2以内 30万円以下
2 特許権等取得事業	事業化を目的とした産業財産権の取得のための経費 (補助対象経費) 出願費用、弁理士費用、先行技術調査費等	1/2以内 5万円以下
3 販路開拓事業	商談会、展示会への出展及び開催に要する経費 (補助対象経費) 旅費、出展費用、印刷製本費等	1/2以内 20万円以下
4 デザイン開発事業	商品パッケージの改善に要する経費 (補助対象経費) 専門家謝金、旅費、デザイン委託・購入費、試作費等	1/2以内 15万円以下
5 中小企業組織化促進事業	中小企業等数社により事業の共同化・協業化を図り、競争力の強化・信用力の向上を図るために必要な経費 (補助対象経費) 専門家謝金、旅費、登記費用等	1/2以内 30万円以下

【補助対象】 市内に主たる事業所（住所）を有する中小企業・団体・個人で、市税の滞納がないこと。

【補助対象期間】 平成 23 年 4 月 1 日（金）から平成 24 年 3 月 31 日（土）まで。

【申請方法】 所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※ ホームページからもダウンロードできます。

【申請期間】 平成 23 年 5 月 9 日（月）から平成 23 年 6 月 10 日（金）

※ ただし、上記受付期間で予算が超過した場合は、申請額が減額となる場合があります。

※ 事業着手については、原則、補助金の交付決定日以降です。ただし、事前に着手する場合、事業内容及び経費によっては、補助対象外となることもありますので、事前にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

浜田市役所 産業経済部 産業政策課 商工係

〒697-8501

浜田市殿町 1 番地

TEL 0855-25-9501

FAX 0855-23-4040

特産果樹振興プロジェクト事業の概要

事業概要

特産果樹である、いちじく・ピオーネ・赤梨・西条柿・ブルーベリー（浜田市農業振興計画）のさらなる振興を図り、優良品種の導入や改植、作業機器の導入等により、さらなる産地化を進め、農業経営の安定と農業所得の向上を図る。

事業効果

小規模農家の農業離れを抑制するとともに、産地の維持・拡大が図られ、農業生産額の増加が期待される。

対象者

市内に農地を有する特産果樹の生産及び販売に取り組む農業者及び農業者団体

対象作物

いちじく、ピオーネ、赤梨、西条柿、ブルーベリー

事業内容

◆新植・補植支援事業

対象：苗木及び肥料の購入に要する経費

面積要件：新植・補植面積 10 a 以上 **（※但し、いちじく、ブルーベリーは 5 a 以上）**

補助率：1/2 以内（限度額 5 万円）

◆防鳥施設整備事業

対象：防鳥ネットの設置に要する経費（設置に係る人件費は除く）

面積要件：防護の対象となる農業用地の面積が 5a 以上

補助率：1/2 以内（限度額 5 万円）

※いちじく又はブルーベリーの場合にあつては、面積要件に掲げるもののほか、防鳥ネットの網目が 2cm 以下であること。

◆かん水施設等整備事業（エンジンポンプ及び貯水タンクを含む。）

対象：かん水施設等の設置又は更新に要する経費（設置又は更新に係る人件費は除く）

補助率：1/2 以内（限度額 5 万円）

※更新にあつては、既存施設を高度化するものに限る。

《備考》

- ・ 補助対象経費が 1 万円未満のものは補助の対象としない。
- ・ 補助金額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

事業期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日